

ID: 137

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	利用許可の取消し及び中止		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市生活改善センター条例施行規則 第6条		
例 規 番 号	平成17年規則第113号		
【根拠条文】 (利用許可の取消し及び中止) 第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用許可を取り消し、又は中止を命じることができる。 (1) 虚偽の申請によって、利用の許可を受けたとき。 (2) 許可の条件に反したとき。 (3) その他特別の事由が生じたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日